

岡山県公報			発行 岡山県			
目次			担当課（室）		目次	
〇 産業廃棄物処理施設の設置許可申請について の縦覧			循環型社会推進課			
〇 産業廃棄物処理施設の変更許可申請について の縦覧			〃			
〇 〃			〃			
〇 指定居宅サービス事業者等の指定			指導監査室			
〇 指定障害福祉サービス事業者の指定			〃			
〇 〃			〃			
〇 〃			〃			
〇 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出			〃			
〇 〃			〃			
〇 道路の区域変更			道路整備課			
〇 道路の供用開始			〃			
〇 公共測量の終了			監理課			
〇 道路の位置の指定			建築指導課			
〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事 の完了			〃			

◎岡山県告示第二百八十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の設置許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 カミシマ技研株式会社

(2) 住所 岡山県笠岡市神島字銅山五三二番地

(3) 代表者の氏名 代表取締役 新田 清剛

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県笠岡市神島字浅ノ王一八三番一、一八三番二、一八三番四、同字見崎山一五番六、一五番七、一四四番一四、一四四番七二、一四四番七三、一四四番八二、一四四番八三、一四四番八四、一四四番八五、一四四番八六、一四四番八七、一四四番八八、一四四番九五、四一三番、同字浅ノ王池ノ奥一七三番一、一七三番二、一七三番三、同字浅ノ王片田三一五番一、三一五番八、三一五番九、三一五番一〇、三一五番一一、四三三番、四三七番一、四三七番二、四三七番三、四三七番四、四三七番五、四四五番一、四四五番二、四四五番三、四四五番四、四四五番五、四四五番六、四四五番七、同字浅ノ王堂ノ上三九〇番二、三九〇番三、三九〇番四、三九〇番五、三九〇番六、三九〇番七、三九〇番八、三九〇番九、三九〇番一〇、三九〇番一一、三九四番一、三九五番、四〇六番、四一四番、四一五番、四一六番、四一七番、四一七番一、四一八番、四一九番、四二〇番、四二一番、四二二番、四二三番、四二四番、同字銅山四八三番、四八三番一、四八九番、四八九番一、五〇三番一、五〇三番二、五〇三番三、五〇四番、五〇四番一、五〇四番二、五三二番

令和3年5月7日 岡山県公報 第12291号

三、五三二番一一、五三二番二二、五三二番二三、五三二番二四、五三二番二五、
五三二番二六、五三二番二七、五三二番二八、五三二番二九、五五一番

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず（建設木くずに限る。）、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれ
き類、ばいじん（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用
製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等を含む。）

5 申請年月日

令和三年四月十四日

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

この告示の日から令和三年六月七日まで

2 場所

岡山県備中県民局地域政策部環境課、岡山県備中県民局井笠地域総務課及び笠岡
市市民生活部環境課

三 意見書の提出

1 期限

令和三年六月二十一日

2 提出先

岡山県備中県民局地域政策部環境課

3 意見書に記載すべき事項

(1) 意見書提出者の氏名及び住所

(2) 申請者の名称及び住所

(3) 施設の設置場所

(4) 施設の種類

(5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語にて記載すること。）

◎岡山県告示第二百八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の変更許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 カミシマ技研株式会社

(2) 住所 岡山県笠岡市神島字銅山五三二番地

(3) 代表者の氏名 代表取締役 新田 清剛

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県笠岡市神島字銅山四八三番、四八三番一、四八九番、四八九番一、五〇四番、五〇四番一、五〇四番二、五三二番一、五三二番三、五三二番四、五三二番一、五三二番二二、五三二番二六、五三二番二七

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、木くず（建設木くずに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

5 申請年月日

令和三年四月十四日

二 縦覧の期間及び場所

令和3年5月7日 岡山県公報 第12291号

1 期間

この告示の日から令和三年六月七日まで

2 場所

岡山県備中県民局地域政策部環境課、岡山県備中県民局井笠地域総務課及び笠岡市市民生活部環境課

三 意見書の提出

1 期限

令和三年六月二十一日

2 提出先

岡山県備中県民局地域政策部環境課

3 意見書に記載すべき事項

(1) 意見書提出者の氏名及び住所

(2) 申請者の名称及び住所

(3) 施設の設置場所

(4) 施設の種類

(5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語にて記載すること。）

◎岡山県告示第二百八十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の変更許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請の概要

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

- (1) 名称 カミシマ技研株式会社
- (2) 住所 岡山県笠岡市神島字銅山五三二番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 新田 清剛

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県笠岡市神島字銅山四八三番、四八三番一、四八九番、四八九番一、五〇四番、五〇四番一、五〇四番二、五三二番一、五三二番三、五三二番四、五三二番五、五三二番六、五三二番一、五三二番一四、五三二番一五、五三二番一九、五三二番二二、五三二番二六、五三二番二七、五九四番一、五九四番二、五九四番三、五九四番四、五九四番五、同字見崎タデノ王五六一番、五六四番一、五六五番、五七九番一、五七九番四、五九九番一、六〇〇番、六〇五番

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず（建設木くずに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等を含む。）

令和3年5月7日 岡山県公報 第12291号

5 申請年月日

令和三年四月十四日

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

この告示の日から令和三年六月七日まで

2 場所

岡山県備中県民局地域政策部環境課、岡山県備中県民局井笠地域総務課及び笠岡市市民生活部環境課

三 意見書の提出

1 期限

令和三年六月二十一日

2 提出先

岡山県備中県民局地域政策部環境課

3 意見書に記載すべき事項

(1) 意見書提出者の氏名及び住所

(2) 申請者の名称及び住所

(3) 施設の設置場所

(4) 施設の種類

(5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語にて記載すること。）

令和3年5月7日 岡山県公報 第12291号

◎岡山県告示第二百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションのどか

2 所在地

津山市神戸二六二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社のどか宅老所

2 所在地

津山市下高倉西五四四番地一

三 指定年月日

令和三年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一四四

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第二百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ゆうわ

2 所在地

瀬戸内市尻海一四五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人NPO瀬戸内

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町福谷一九二八

三 指定年月日

令和三年五月一日

四 事業所番号

三三二一ニ〇〇〇三六

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第二百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ぷらくらhome

2 所在地

瀬戸内市長船町西須恵一七八一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ノウフク

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町西須恵一〇二八一

三 指定年月日

令和三年五月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇二三六

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第二百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所ファースト

2 所在地

真庭市福田二七九ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ファーストメディカル

2 主たる事務所の所在地

真庭市上河内四一〇ー二

三 指定年月日

令和三年五月一日

四 事業所番号

三三一一四〇〇二九九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第二百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援A型事業所ファースト

2 所在地

真庭市福田二七九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ファーストメディカル

2 主たる事務所の所在地

真庭市上河内四一〇一二

三 廃止年月日

令和三年四月三十日

四 事業所番号

三三一一四〇〇二七三

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

◎岡山県告示第二百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

P A K A R A H O M E 1

2 所在地

加賀郡吉備中央町上加茂五三〇―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 吉備高原 P A K A R A

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上田西二三九三―一七

三 廃止年月日

令和三年四月三十日

四 事業所番号

三三二三九〇〇〇二一

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上鞆神目停車場線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡久米南町別所字勝負田四七三番三 地先から 久米郡久米南町別所字勝負田四七四番一 一地先まで	新	一二・〇〇 二三・八	九〇・〇
久米郡久米南町別所字勝負田四七三番三 地先から 久米郡久米南町別所字勝負田四七四番一 一地先まで	旧	九・六〇 一七・九	九〇・〇

◎岡山県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	上糸神目停車場線	久米郡久米南町別所字勝負田四七三番三地先から 久米郡久米南町別所字勝負田四七四番一地先まで	令和三年五月七日

〔一八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、総社市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	総社市全域
測 量 の 種 類	公共測量（空中写真測量）
終 了 年 月 日	令和三年三月三十一日

〔一八五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇〇三号 令和三年四月二十 三日		井原市井原町字北ン田六二四番四、 六二四番七、六二四番九	六・〇〇	五二・四七

令和3年5月7日 岡山県公報 第12291号

〔一八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字窪田三四四―一、三四四―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川六四四―一 ニューエルディムゆうD二〇二一

鷹取 直也

鷹取 彩夏

三 許可番号

岡山県指令建指第三七一号